

耕作放棄地の解消に補助事業を利用しませんか

耕作放棄地を解消して有効に活用したい方、国・県よりの補助事業を利用しませんか。

農用地区域内(国の補助事業)なら、再生利用活動に程度に応じて3～5万円/10a、土壤改良に対する支援として、2.5万円/10a、営農定着に対する支援として2.5万円/10aの助成があります。

農用地区域外(県の補助事業)ならば、初年度3万円/10aが助成されます。また、再生に重機等が必要な農地の場合、1/2補助の事業も活用できます。

事業費には自家劳賃や所有機械の損料を含めることができますので、自己負担金なしで取り込むことも可能です。

その他、耕作放棄地の活用に伴う鳥獣害対策、施設整備や就農研修などの補助事業もあります。

問い合わせ先 農業委員会 ☎22-3254、または農政課 ☎22-3274

農地を売りたい、貸したい情報は農業委員会までお届けを

阿蘇市農業委員会は、農地を売りたい、貸したいという情報を、地域の農業委員さんによるあっせんのほか、阿蘇市のホームページ内で一般に情報を公開しています。

公開される情報は、地目・所在地・面積・希望売買価格(円/10a)及び希望賃借価格(円/10a)の個人情報に抵触しない範囲で掲載を行っています。

掲載をご希望される方は、農業委員会窓口で、あっせん申出書及び個人情報取り扱いの同意書を提出され、掲載申し込みの手続きをしてください。

農地の転用についてのおたずねは農業委員会へ

近年、住宅の立替・新築等の際に、土地が農地(田・畑)のままだったと気付き、あわてて農業委員会にご相談にみえるケースが増えています。

また、古くから住宅等が建っているにもかかわらず、地目が農地のままである場合もあります。

田・畑を耕作目的以外に使用したり、地目を変更する場合は、転用届を農業委員会に提出し、県の許可をとられる必要があります。

詳しい内容については、農業委員会 ☎22-3254 にご相談ください。

平成21年度「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」

夏休みは、深夜徘徊など非行に走りやすい時期です。「みんな、みんなの子ども」として、地域全体で青少年の非行防止に取り組みましょう！

重点目標

- ・インターネット上の違法、有害情報への適切な対応
- ・有害環境への適切な対応
- ・薬害乱用対策等の推進
- ・不良行為少年への的確な対応

・初発型非行の防止

- ・再非行（再犯）の防止
- ・いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

問い合わせ

熊本県環境生活部 交通・くらし安全課
青少年班 ☎096-333-2294

